

平成 28 年

三重県議会定例会会議録

(3 月 31 日)
(第 9 号)

第 9 号 3 月 31 日

平成 28 年

三重県議会定例会会議録

第 9 号

○平成28年3月31日（木曜日）

議事日程（第9号）

平成28年3月31日（木）午前10時開議

第 1 議案第103号

[提案説明、質疑、委員会付託、委員長報告、討論、採決]

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 議案第103号

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 51名

1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 内	道 明
5	番	山 本	里 香
6	番	岡 野	恵 美
7	番	倉 本	崇 弘
8	番	稲 森	稔 尚
9	番	下 野	幸 助
10	番	田 中	智 也
11	番	藤 根	正 典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	森野	真治
25	番	杉本	熊野
26	番	藤田	宜三
27	番	後藤	健一
28	番	稲垣	昭義
29	番	北川	裕之
30	番	村林	聡人
31	番	小林	正男
32	番	服部	富児
33	番	津田	健規
34	番	中嶋	年介
35	番	奥野	英広
36	番	今井	智隆
37	番	長田	隆尚
38	番	館	直人
39	番	日沖	正信

40	番	前 田	剛 志
41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	青 木	謙 順
46	番	中 森	博 文
47	番	前 野	和 美
48	番	水 谷	隆
49	番	山 本	勝
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥 井	隆 男
書 記 (事務局次長)	原 田	孝 夫
書 記 (議事課長)	米 田	昌 司
書 記 (企画法務課長)	佐々木	俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課主幹)	西	典 宏
書 記 (議事課主幹)	吉 川	幸 伸

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	植 田	隆
危機管理統括監兼総務部長	稲 垣	清 文

午前10時0分開議

開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中村進一） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第103号が提出されましたので、さきに配付をいたしました。
以上で報告を終わります。

提 出 議 案 件 名

議案第103号 三重県県税条例の一部を改正する条例案

議 案 審 議

○議長（中村進一） 日程第1、議案第103号を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（中村進一） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ただいま上程されました議案について、その概要を説明いたします。

議案第103号は、地方税法の一部改正等に鑑み、県民税、事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税等についての規定を整備するため、県税条例の改正を行うものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で提出者の説明を終わります。

休 憩

○議長（中村進一） 議案聴取会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時44分開議

開 議

○議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

○議長（中村進一） 議案第103号の審議を継続いたします。

本件に関する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。5番 山本里香議員。

〔5番 山本里香議員登壇・拍手〕

○5番（山本里香） それでは、お許しをいただきましたので、日本共産党、山本里香、質疑をさせていただきます。

今回提案された中で、まず外形標準課税の拡大について質問をさせていただきたいと思います。

今、現行の8分の3から8分の5に外形部分の拡大をするということなんですけれども、所得割は縮小されるので税収中立と所管事項の説明のプリントで見させていただいております。

税収中立ということはどういうことなんですか。そのままだと思うんですけど、考え方をお伺いしたいのと、この外形標準課税について、三重県の税収の中で数字で試算をしてみえると思うんですが、平成28年度に与える影響、プラスマイナスということをお伺いをしたいと思います。

○危機管理統括監兼総務部長（稲垣清文） まず、税収中立についての御質問でございます。税収中立は、これは読んで字のごとくでございます、税の

増減がある場合に減収分と増収分を均衡させるという趣旨でございまして、今回の外形標準課税の拡大に伴います本県への影響でございすけれども、平成28年度は初年度でございすので影響はございせん。29年度からでございすますが、まず、所得割の税率引き下げによりまして、こちらのほうはマイナスの52億6400万円と、付加価値割及び資本割の税率引き上げに伴いまして、これがプラスの52億1100万円と、ほぼこれで均衡しておるわけでありませう。

ただ、今回、赤字企業に御負担をいただく部分について、3年間、激変緩和というふうな措置がございすので、その部分につきまして、平成29年度以降でございすけれども、5億800万円ほど、こちらがマイナスになるということになります。

以上でございす。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） ありがとうございます。

読んで字のごとくなんですが、これは、三重県の収入に関することで言うと、増える部分と減る部分とがあつて、それが大体同じぐらいになるというお話をいただいたわけですね。全国的にもそういうふうな説明がされております。

激変緩和については3年間。でも、これは3年間としか言っておりませんので、このままずっと進んでいったときに、3年たったらまた負担がどこに増えるのか。県に増えるわけではありせんね。今、税収の中で見れば均衡している、中立だということですけど、実際これが、地域の中で営業してみえる企業の皆さん、企業にもいろいろなタイプがありますけれども、企業の方にとってはどんな状況になるかということが、私は地域経済における大きな問題になってくると思うのです。

そんな中で、こういう資料があります。全国的な資料でしかありませんけれども、資本金が1億円から10億円の中堅企業の場合には、赤字である4800社が大体、外形標準課税の変更で平均をしますと300万円の負担増となると。

今度は所得が1億円以下の6000社、これは、平均300万円の税の負担増になるというふうなことを、総務省が答えているんです。資本金が逆に10億円を超して、所得が10億円を超えるような巨大な大きな企業、こういうところが2000社ぐらいあると聞いているんですけれども、それは、所得割の減額分というのが、1法人当たりの平均で、2億4500万円というふうに言われるんです。付加価値割と資本割の増額分を差し引きますと、6700万円の負担減なんです。

パターンがいろいろ企業によって違いますけれども、これを見るときに、全国で考えたときには、その中堅どころには税金の負担増が実質起こってくる、それから、所得というか収入も上げている大きな企業には税金が減額されるということがこの間わかったわけなんです。これは、三重県に置きかえると、三重県でも同じような構造がそれぞれの企業さんの中で起こってくるのではないかと思います。

法人税改革が、外形標準課税も含めてですけれども、赤字やもうけの少ない中堅企業を軒並みに負担増にする一方で、内部留保をため込んでいる一部の大企業には減税を集中させる、つまり、中堅どころから負担増にしておいて、大企業の負担減のところに、それこそ県内の税収の中立という話じゃなくて、その中で相殺するというか移動していく、ということではないかと私は懸念をしておるわけです。大企業の法人税減税の穴埋めにするのではないかと、そここのところで、税収じゃない税の中立なのかな、これではちょっと問題がありますね。

という中で、こういうふうな資料があります。（資料を示す）これも全国的、総務省の資料なんですけれども、企業の状況がどうかというと、これは、2012年から2015年を比較したときに、経常収益が44.1%上がっているそうです。これはどこかかというと、10億円以上の大きな立派な企業です。大きな立派な10億円以上の企業、金融と保険業を除きますけど、その企業で経常収益が44.1%上がっている。ところが、配当金は13%上がっている。たくさんもうけたんだから配当金も上がる。1人当たりの役員報酬は5.6%上がって

る。従業員の給与は3.4%上がっている。従業員の給与総額が3.4%。1人当たりの従業員給与がどれだけ上がっているかということ1.3%ということなんです。これが、大企業の実態です。

それから、2012年の7—9月と2015年の7—9月を比較した、これは財務省の法人企業統計の季報から取り出してグラフをつくってみました。（資料を示す）内部留保が263.2億円から301億円になっているんですね。それから、投資有価証券が183億円から217億円になっているんですね。有形固定資産というのが135億円から130億円とちょっと減っているんです。手元資金が58億円から64億円と。

これは財務省が出している資料なんですけど、こういうことから見ますと、外形標準課税を拡大して投資や賃上げに回すというふうに政府は説明して来ましたが、今もしています。段階的に導入してきているわけなんですけれども、実際こういった御説明をさせていただいたような状況ですから、日本中もそうですが、この三重県という地域の中で影響がどのように出ているのか。

国の言うように、これは国が決めてきた制度ですので、それにのっとって三重県がこれをするわけなんですけれども、外形標準課税について言えば、拡大によって中堅企業に影響、総務省の時澤審議官は、全国では約1万社で450億円の負担増になると。三重県では負担増に企業さんがどのような形になるのかということが本当に問題だと思っています。

賃金課税と呼ばれる外形標準課税の拡大で、賃金抑制や非正規雇用化がますます、実際は政府が説明しているのとは別に進んでいくのではないかと。地域経済への影響を調査すべきというか、それを考えながらこのことの審査を常任委員会でしていただかなあかんと思います。

麻生太郎財務相も、内部留保が賃金や配当や設備投資に回らないほうが問題だから、企業としてもちょっと、ちゃんとやってもらわなあかんというふうに今言っているんだというふうに国会審査の中で答えてみえるわけです。

本当にこういう今の状況が、外形標準課税の拡大に伴うような、ほかの部分でもありますが、今の税制改革が何のためのものなのかということ十

分に考えるべきだと思っています。地域経済が疲弊をすれば内需が冷え込んで、これが本当にアベノミクスの行き着く先だと思うのですが、県内の企業さんに、タイプはいろいろありますけれども、どのような影響が外形標準課税の拡大で出るかということを考えてみえるでしょうか。どのように考えてみえるかお伺いいたします。

○危機管理統括監兼総務部長（稲垣清文） 御案内のとおり、今回の外形標準課税の改正は所得割の部分を減らすということでございますので、利益が出ている部分の企業についてはそういう減税の恩恵はございます。ただ、赤字企業については減税部分がございませんので、そういう意味では、赤字企業については今回御負担をいただくということになると思います。

ただ、税の考え方として、応益性、応能性という二つの基本的な考え方がございます。応益性というのは、基本的に行政サービスを受けていると、赤字企業であっても、例えば道路のサービスでありますとか、そういった一般的な公共サービスを受けておりますので、そういう部分については御負担をいただくという応益性の原則に基づいてこの考え方が出てきたというふうに思っております。

それで、今回は、これは詳細な調査ではございませんけれども、例えば平成26年度の税込ベース、課税ベースでの考え方で整理しますと、26年度の赤字30社に対する税が約6000万円ぐらいでございます。それが、今回の税率の拡大によりまして、単純に計算しますと約1億円ぐらいということになりますので、差し引き4000万円程度ぐらい御負担をいただくということになるかと思っております。そうしますと、30社でございますので、平均すると百数十万というふうな形で、先ほど議員がおっしゃられた全国平均とニアリーという形になるのかなと思っております。

以上でございます。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） ありがとうございます。

30社の例を出していただいて、今、平均すると130万円ぐらいということ

ですが、これは赤字の30社に関してということだったと思います。

現実、赤字のところも恩恵はいろいろ受けているからというふうな説明がありましたけれども、その負担が140万円といえどもどれほどのものなのかというのは考えなければいけないことだと思っています。

今お話がありましたように、県内でも精査をしていけば、やはり中堅どころという、資本金1億円以上だけれども10億円もないけどというようなところは、実際は地域経済の牽引役として頑張ってもらっていて、もちろん収益を上げている企業もありますけれども、本当に四苦八苦の中で一生懸命地域の雇用も守りながらやってもらっているところが多いんだと現実は思うんです。ですから、そういうことも含めて考えたときに、やはり数字で見ると、大企業には大変減税が行われていくだろう、進んでいくだろうという外形標準課税の拡大、そして、その穴埋めに中堅どころの大変赤字を抱えた企業が、ただ表面的な赤字、黒字というだけでは、それだけでは、はかり知れませんが、そういう現実があるということは否めないということは思います。地域経済に与える影響は大きいのではないかと。地方創生という中で、このことは大変問題だと思っています。

私は中学校のときに、税の累進制といいますか、課税における累進制ということを社会科の授業で聞いて大変感動した思いがあります。その所得によってといいますか、収入によって累進課税をしていくということが本来の税のあり方であり、基本であるということを、再び中学生のころを思い出し、認識いたしまして、このことがとても大切、税の本質ではないかと思っています。

そして、外形標準課税は、これだけを取り出して言っているわけではなくて、税と社会保障の一体改革の中で外形標準課税の拡大が導入されてきているという実態を見れば、このことが本当に、これからの市民生活や、そして、企業の経営に大きな影響、いい影響ならいいですけども、負担が増えていくということになりはしないかと問題を提起しながら、常任委員会での十分な審査をしていただきたいということを申して質疑を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 以上で、議案第103号に関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（中村進一） お諮りいたします。本件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託し、会議規則第36条第1項の規定により、3時間以内に審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
103	三重県県税条例の一部を改正する条例案

休 憩

○議長（中村進一） 予算決算常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午後1時0分開議

開 議

○議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中村進一） この際、報告いたします。

付託議案の審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お

手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
103	三重県県税条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成28年3月31日

三重県議会議長 中村 進一 様

予算決算常任委員長 青木 謙順

委員長報告

○議長（中村進一） 議案第103号の審議を継続いたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。青木謙順予算決算常任委員長。

〔青木謙順予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（青木謙順） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第103号三重県県税条例の一部を改正する条例案につきましては、本日、該当の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討

論

○議長（中村進一） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。6番 岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） お許しをいただきましたので、議案第103号について、反対の討論をさせていただきます。

以下、その理由について申し上げます。

三重県議会で本日、地方税法の改正が行われるわけですが、これは、一昨日に自民党、公明党の賛成で決まった国の税制改正を受けてのことです。私たち三重県議会としては、国が決めたことを県が実施するかどうかを本日でここで決めるわけであります。法律を乗り越えることはできないにせよ、地方分権の世にあって、今の三重県民の苦しい生活を十分酌み取って決めることが何より大切だと思います。

私は、政府方針の根本、すなわち2017年4月に消費税率を10%に引き上げる増税を前提とし、一方で法人税を減税するという本質に立ち返って述べさせていただきます。

国会で我が党の小池晃参議院議員が指摘したように、導入される食料品と新聞の税率を8%に据え置くことによる1人当たりの軽減額は、当初自公政権が宣伝していた1兆円ではなくもっと少ないものになり、増税額は1人当たり2万3000円にもなることが明らかになりました。消費税が低所得者ほど重い逆進性を持つこと、特に低所得者対策として、簡素な給付措置による給付金の減額により、ひとり親世帯に消費税増税が重くのしかかってくることもわかってきました。したがって、私たち日本共産党は、このような国家予算を前提としている税制改正にまず反対だと申し上げておきます。

さて、今回の国の税制改正には、法人税と法人事業税所得割の税率引き上げが盛り込まれました。現在、23.9%の法人税率を、2016年度には23.4%に、2018年度には23.2%にまで引き下げます。

また、法人事業税の所得割税率は、現在は6%ですが、昨年の税制改正に

よって、2016年度に4.8%に下がることが決まっていたが、これをさらに3.6%にまで引き下げます。この結果、法人住民税までを含めた実効税率は、現在の32.11%から、2016年度には29.97%に、2018年度には29.74%にまで下がることになります。このことは、安倍政権が財界との公約を守ったということになりますが、国民にとっては納得のできることではありません。

大企業は今までも、ほかの企業から受け取った配当の一部または全部を利益として計算せず、非課税扱いにしてしまう受取配当等の益金不算入制度や、外国子会社配当益金不算入制度、グループ内企業の損益を通算することで減税効果が生ずる連結納税制度や、研究費の多い企業に適用される研究開発減税など、多くの優遇税制の適用を受けてきました。

さらに、安倍政権のもとで実施された減税と今後実施予定の減税との合計額は、トヨタ自動車の1193億円をはじめとして、三菱東京UFJ銀行627億円、NTTドコモ476億円など、上位10社だけで4663億円、上位1000社では1.4兆円も税金が安くなるわけです。

政府は、その分、賃上げをお願いしたと言っていますが、この2年間で上位1000社の内部留保は31兆円も増えているのはなぜでしょうか。山本議員も県内企業に及ぼす税制改正の影響について質疑しましたが、県内大企業でも賃上げはごくわずかであることを意味するのではないのでしょうか。

一方で、政府が減税の財源の一つとして行おうとしている法人事業税の外形標準課税の強化は、むしろ賃下げ圧力として働くことになります。これは、外形標準課税のうち付加価値割については、その課税対象額の最大部分を占めるのが給与・報酬額だからです。

結局、大企業に幾ら減税しても、それが経済の好循環につながるわけではなく、内部留保として積み上がるだけだということです。

消費税は創設して28年間ですが、この間の累計額は実に327兆円にもなります。一方、ほぼ同時期に、法人三税は累計で270兆円も減ってしまいました。消費税の大半が法人税の穴埋めに消えてしまった勘定になります。

これは三重県にも当てはまることで、昨年度の決算の際にも指摘させてい

いただきましたが、三重県の法人税の落ち込みは大きく、最高時の半分となっ
てしまいました。今や個人県民税が税収のトップを占めています。

しかし、安倍政権は、社会保障のためと言って、個人には消費税の増税を
進めながら、肝心の社会保障はよくするどころか一層の削減を進めようと
しています。

政府は、消費税の増税分は全額社会保障に充てると言っています。しかし、
実際には、2016年度予算で社会保障の充実に充てられるのは、増税額8.2兆
円のうち1.5兆円、割合にして16%だけです。三重県の場合でも、消費税増
税分135億円のうち、社会保障に使われるのは49億9500万円だというこ
とです。結局は、今まで社会保障に充てられていた他の財源を消費税に置きか
えるだけにすぎないということです。

また、今回、消費税率10%への引き上げに伴い、地方交付税の交付団体と
不交付団体との間で税収の格差が広がることから、地方法人課税の制度が
変わることになりました。いずれにしても、消費税を地方財政の主財源に据
えていく政府の狙いが背景にあり、日本共産党は到底納得できる財政改正
ではないということを再度申し上げて反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（中村進一） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

議案第103号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告ど
おり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告
どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中村進一） お諮りいたします。明4月1日から5月15日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、明4月1日から5月15日までは休会とすることに決定いたしました。

5月16日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午後1時11分散会

議 長 発 言

○議長（中村進一） この際、申し上げます。

鳥井隆男議会議務局長は、本日をもって退職されることとなりました。

鳥井局長におかれては、平成26年4月からその要職に当たり、豊富な経験と卓越した識見により、全国でもトップクラスの改革を進める本県議会の事務運営を積極的かつ誠実に行い、その責務を果たされました。

特に、一昨年8月のみえ高校生県議会の初開催や、昨年4月の一般選挙による新しい議会体制のもと、議会活動計画の策定など、広範多岐にわたる議会運営を事務方のトップとして支えていただきましたことに、心から敬意と感謝の意を表すところであります。

今後とも健康に十分御留意いただき、新しい人生を歩まれることを御祈念申し上げます。

まことに御苦労さまでございました。（拍手）